

6 通所介護費(平成28年4月1日～)(再掲)

I-資料1

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注				
		利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準を満たさない場合	2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合	7時間以上9時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	入浴介助を行った場合	中重度者ケア体制加算	個別機能訓練加算(Ⅰ)	個別機能訓練加算(Ⅱ)	認知症加算	若年性認知症利用者受入加算	受養改善加算	口腔機能向上加算	事業所同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合	事業所が送迎を行わない場合	
イ 通常規模型通所介護費	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 ( 380 単位)		×70/100													
		要介護2 ( 436 単位)															
		要介護3 ( 493 単位)															
		要介護4 ( 548 単位)															
		要介護5 ( 605 単位)															
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護1 ( 572 単位)		×70/100													
		要介護2 ( 676 単位)															
		要介護3 ( 780 単位)															
		要介護4 ( 884 単位)															
(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 ( 656 単位)		×70/100														
	要介護2 ( 775 単位)																
	要介護3 ( 898 単位)																
	要介護4 ( 1,021 単位)																
ロ 大規模型通所介護費(Ⅰ)	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 ( 374 単位)	×70/100	×70/100	×70/100												
		要介護2 ( 429 単位)															
		要介護3 ( 485 単位)															
		要介護4 ( 539 単位)															
		要介護5 ( 595 単位)															
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護1 ( 562 単位)		×70/100													
		要介護2 ( 665 単位)															
		要介護3 ( 767 単位)															
		要介護4 ( 869 単位)															
(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 ( 645 単位)		×70/100														
	要介護2 ( 762 単位)																
	要介護3 ( 883 単位)																
	要介護4 ( 1,004 単位)																
ハ 大規模型通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 ( 364 単位)	×70/100	×70/100	×70/100												
		要介護2 ( 417 単位)															
		要介護3 ( 472 単位)															
		要介護4 ( 524 単位)															
		要介護5 ( 579 単位)															
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護1 ( 547 単位)		×70/100													
		要介護2 ( 647 単位)															
		要介護3 ( 746 単位)															
		要介護4 ( 846 単位)															
(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 ( 628 単位)		×70/100														
	要介護2 ( 742 単位)																
	要介護3 ( 859 単位)																
	要介護4 ( 977 単位)																
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき 18単位を加算)																
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき 12単位を加算)																
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)																
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×40/1000)																
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×22/1000)																
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1回につき 所定単位×100/100)																
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1回につき 所定単位×100/100)																

注：中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度管理の対象外の算定項目

# 介護報酬の算定構造

## 地域密着型サービス

：平成28年4月改定箇所

### I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 92-2 地域密着型通所介護費**
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

### II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

92-2 地域密着型通所介護費(平成28年4月1日～)

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		利用者の数 が利用定員 を超える場合	看護・介護職 員の員数が 基準に満た ない場合	2時間以上3 時間未満の 通所介護を 行う場合	7時間以上9時 間未満の通所 介護の前後に 日常生活上の 世話をを行う場合	中山間地域 等に居住す る者へのサ ービス提供加 算	入浴介助を 行った場合	中重度者ケ ア体制加算	個別機能訓 練加算(Ⅰ)	個別機能訓 練加算(Ⅱ)	認知症加算	若年性認知 症利用者受 入加算	栄養改善加 算	口腔機能向 上加算	個別送迎体 制強化加算	入浴介助体 制強化加算	事業所と同一 建物の同一 階に居住する 者から利用 する者に 対して、通所 介護を行う 場合	事業所が送 迎を行わない 場合
イ 地域密着型 通所介護費	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1   426 単位	×70/100	×70/100	×70/100	+5/100	1日につき +50単位	1日につき +45単位	1日につき +46単位	1日につき +56単位	1日につき +60単位	1日につき +60単位	1日につき +150単位 (月2回を 限る)	1日につき +150単位 (月2回を 限る)				
		要介護2   488 単位																
		要介護3   552 単位																
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護4   614 単位																
		要介護5   638 単位																
		要介護1   641 単位																
	(3) 7時間以上9時間未満	要介護2   757 単位																
		要介護3   874 単位																
		要介護4   990 単位																
ロ 療養通所介護	要介護5   1,107 単位	×70/100	×70/100	+5/100	1日につき +54単位	1日につき +47単位												
	要介護1   735 単位																	
	要介護2   868 単位																	
(1) 3時間以上6時間未満 (1,007単位)	要介護3   1,006 単位																	
	要介護4   1,144 単位																	
	要介護5   1,281 単位																	

ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅰ)	1日につき 18単位を加算
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)	1日につき 12単位を加算
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1日につき 6単位を加算
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1日につき 6単位を加算

ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位数×40/1000)	注 所定単位数は、イからハまでにより算出した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位数×22/1000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +12/650/100)	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +12/650/100)	

イ：中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、天候関係管理の対象外の算定項目